別記第七号様式（第十七条関係）

35センチメートル以上

奄美群島内限定旅行業者代理業認定票	
認定番号	奄美群島内限定旅行業者代理業　第　号
認定年月日	年　月　日
有効期間	年　月　日から　年　月　日
所属旅行業者登録番号及び氏名又は名称	登録旅行業　第　号
氏名又は名称	
営業所の名称	
奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の氏名	
受託取扱企画旅行	

35センチメートル以上

注　1．地の色は、黄緑色とする。
　　2．受託契約を締結していない者にあっては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
　　3．受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

別記第八号様式（第二十条関係）

←2.5センチメートル→
←3センチメートル→
（写　真）
（　年　月撮影）

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者証

氏　名
（　年　月　日生）
所属営業所

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

（発行日）　年　月　日

奄美群島内限定旅行業者代理業者の氏名又は名称
主たる営業所の所在地
代表者氏名　　印

○国土交通省令第四十一号

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第二項、第三項第二号及び第四項第二号並びに第十三条第一項、第十七条第七項、第八項及び第九項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条並びに小笠原諸島振興開発特別措置法第十八条第一項、第二項及び第四項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則

（産業振興促進計画の認定の申請）

第一条　小笠原村は、小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記第一号様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　産業振興促進計画の工程表及びその内容を説明した文書

二　法第十一条第四項第二号又は第三号に掲げる事項を記載している場合には、実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

三　法第十一条第五項に規定する同意を得たことを証する書面

四　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類

2　別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。